

審査会の位置付け及び所掌事務について

改正前 (令和5年3月31日以前)	名 称	潟上市情報公開・個人情報保護審査会
	設置根拠	潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例
	所掌事務	<p>(1) 審査請求に係る諮問に応じ、調査審議すること。 【潟上市情報公開条例／潟上市個人情報保護条例】</p> <p>(2) 番号法に規定する評価書に関する諮問に応じ、調査審議すること。 【番号法】</p> <p>(3) 条例により権限に属させられた事項を行うほか、諮問に応じ制度の運用に関する事項を調査審議すること。 【潟上市情報公開条例／潟上市個人情報保護条例／番号法】</p> <p>(4) 情報公開及び個人情報保護の制度の在り方について意見を述べること。 【潟上市情報公開条例／潟上市個人情報保護条例】</p>
	構 成	委員 5 人以内
	委 員	情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者
	任 期 等	2 年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）／再任可
	そ の 他	委員には守秘義務が課せられる（罰則あり）



改正後 (令和5年4月1日以後)	名 称	潟上市情報公開・個人情報保護審査会
	設置根拠	潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例 （個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関／個人情報の保護に関する法律第129条に規定する審議会その他の合議制の機関）
	所掌事務	<p>(1) 審査請求に係る諮問に応じ、調査審議すること。 【潟上市情報公開条例／個人情報の保護に関する法律／潟上市議会の個人情報の保護に関する条例】</p> <p>(2) 個人情報保護制度の適正な運用について意見を述べること。 【潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例／潟上市議会の個人情報の保護に関する条例】</p> <p>(3) 情報公開制度の運営に関する重要な事項について意見を述べること。 【潟上市情報公開条例】</p>
	構 成	委員 5 人以内
	委 員	情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者
	任 期 等	3 年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）／再任可
	そ の 他	委員には守秘義務が課せられる（罰則あり）